

特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク 会費規程

2003年8月31日制定

2004年7月5日改正

2012年10月23日改正

2014年7月13日改正

2018年9月26日改正

第1条 年会費の金額は、6千円とする。

第2条 年会費は、毎年、その年度分を9月30日までに徴収する。

2 前項の徴収期限までに年会費が入金されない会員は、定款第8条の退会届の提出があったものとみなす。

第3条 入会金は、これを徴収しない。

第4条 年度の中途の入会者についても、当該年度の1年分の会費を徴収する。

第5条 前条の規定は、理事会がやむを得ない事情があると認めた場合は、これを適用しない。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定によらなければならない。

付則1 設立第1期の年会費は、徴収しないものとする。